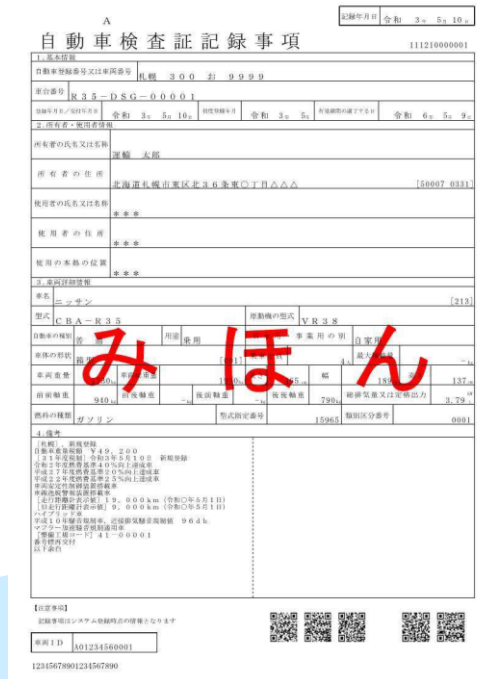


令和6年1月より軽自動車の車検証も電子化されます

軽自動車の連絡書発行を伴う手続きの際は、**電子車検証の本通**及び**自動車検査証記録事項**の持参をお願いします



輸送部門での手続きの際は、電子車検証の券面に記載されていない事項（使用者住所等）の確認も必要になります。従来のA4サイズの紙車検証の場合はその写し（コピー）の提示でも可としておりましたが、**電子車検証の場合、写しでは手続きが不可**となる場合がありますので、ご注意ください。**詳細は手続きをされる各運輸支局へお問い合わせ下さい。**